

臨時給付金対策室からのお知らせ

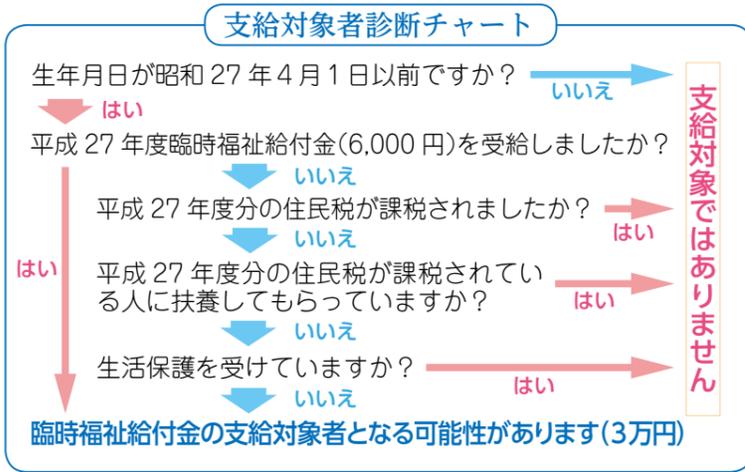
5月2日から受け付けます

臨時福祉給付金(高齢者向け)の申請



カクニンジャ

臨時福祉給付金(高齢者向け)の申請を、5月2日(月)から受け付けます。支給対象となる可能性のある人には、4月末に申請書を送付します。



◆支給対象者：平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上になる人

※基準日(平成27年1月1日)に市の住民基本台帳に登録されている人で、平成27年度分の市民税が課税されていない人。ただし、課税者に扶養されている人、生活保護を受けている人は対象外です。
※上記の支給対象者診断チャートをご利用ください。

◆支給額：対象者1人につき3万円
◆申請方法：郵送か窓口での申請。窓口の混雑が予想されるため、郵送での申請をお勧めします。郵送による申請の場合は、専用の返信用封筒を使用してください。
◆申請期間：5月2日(月)～8月2日(火)
※郵送の場合は8月2日消印有効
◆申請書受付窓口：臨時福祉給付

受け取る口座が確認できる書類



金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

平成26年中の収入を市に申告していない場合に「市県民税申告書」を提出してもらう場合があります。

申請に必要な書類

本人確認書類



運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、健康保険証などの写し
外国人は、在留カード、特別永住者証明書などの写し
※必ず申請者の本人確認書類を添付してください。
※代理で申請される場合は、代理人の本人確認書類も添付してください。

すべての書類がそろわなければ受け付けできません。

申請書



支給対象となる可能性のある人に郵送します。
※支給要件に該当すると思われる人で、申請書が届いていない場合は問い合わせください。

審査の結果、支給されない場合もありますので、ご了承ください。

金専用受付窓口(市役所1階市民ホール)、各地域局、各地域市民センター

臨時給付金対策室(福祉課内) ☎(21)0266

◆受付時間：午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

制度に関する問い合わせ：厚生労働省・2つの給付金専用ダイヤル ☎0570・037・192
HP: <http://www.2kyufu.jp/>

建設課・西部土木事務所からのお知らせ

道路整備事業に関する各種助成事業について

道路維持管理作業報奨金

地域での奉仕活動として行う道路(市道、市道に準じる農道、林道)としてあらかじめ市長が指定したものの維持管理作業に対して、報奨金を支給しています。



◆対象：各地域の町内会などの団体が、次の作業を年度内に2回以上実施した場合

- ①道路の路肩(両側)の草刈
- ②道路上のごみ、転石等の除去
- ③道路側溝がある場合は側溝清掃
- ◆必要書類：実施報告書、作業状況写真(1回の作業終了ごとに提出)

◆支給額

▽①の作業のみ行った場合：作業延長100分当たり1100円以内
▽①～③の全ての作業を行った場合：作業延長100分当たり1500円以内

小規模建設工事助成

生活基盤の整備を図るため、地区が市道・河川・赤線(里道)・青線(水路)に施工する小規模な建設工事に対し、助成金や材料の支給を行っています。



◆助成対象：受益者が複数あり、地区の合意に基づくもので、用地、隣地と利害関係人の同意があること

◆助成内容：小型重機・運搬用車両など機械借上料に対する助成金の交付および施工に必要な砕石など材料の支給。(限度額50万円)
なお、交付にあたっては事前に申請が必要です。交付を希望する場合は問い合わせください。

生活道整備事業補助

生活道の整備を促進し、市民の生活環境の向上を図るため、私道の整備に対して補助金を支給する、高梁市生活道整備事業補助制度を新設しました。

◆補助の条件

- ①道路の一端が公道に接しているもの
- ②道路の幅員が2.0m以上であるもの
- ③道路が築造後5年以上経過しているもの
- ④工事完成後5年以内に掘削する計画がないこと
- ⑤道路の土地所有者と受益関係者が市税を完納していること

※このほかにも、交付要綱に規定する要件を全て満たす必要があります。
※宅地内道路は対象となりません。

◆補助対象となる事業

- ①舗装・側溝・土留擁壁整備

②災害復旧工事

◆補助対象経費：申請額が国が定める土木工事標準積算基準書に基づき算出した額のいずれか少ない額

◆補助率・限度額

- ▽①の事業：10分の5以内
- (1)工種につき限度額50万円
- ▽②の事業：10分の9以内

◆申請方法：申請書に添付書類を添えて、必ず着工する前に申請してください。

各種助成事業に関する申請書は建設課、西部土木事務所、各地域局に備えてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。なお、制度の詳細については市ホームページをご覧ください。問い合わせください。

☎(申請先)建設課 ☎(21)023
2/西部土木事務所 ☎(45)4510